

令和3年5月31日
消費者庁

「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」開催要領

1. 目的

近年、パソコンやスマートフォンをはじめ、多種多様なデジタル機器・サービスが生まれており、消費者の日常生活にも大きな変化をもたらしている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するための「新しい生活様式」としてのテレワークやオンライン授業等への転換は、社会のデジタル化を加速させ、デジタル化による社会の変容が不可逆的に進むと指摘されている。一方、デジタル化により消費者が従来よりもぜい弱な立場に置かれ、デジタル技術に関する知識やデジタル機器・サービスを利用する能力（デジタルリテラシー）が十分でない消費者がトラブルに巻き込まれる恐れが高まっている。消費者がデジタル技術の利便性を活かしながらも「トラブル防止・回避・解決」できるよう、デジタル機器・サービス等を適切に利用するための知識や能力を身に付けることが求められている。

そこで、「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、各世代（若年者、社会人、高齢者）に対して、デジタル機器・サービスに関する消費者被害の予防・拡大防止を図るために、消費者がデジタル技術を用いて自ら知識を習得でき、消費者教育の現場でも活用可能なデジタル教材開発について検討する。

2. 検討事項

- トラブルの予防・拡大防止に必要な知識を身に付けるため、各世代の消費者にどのような構成の教材を作成すべきか。
- 上記の内容を消費者に普及啓発するために、各世代（若年者、社会人、高齢者等）向けて効果的なコンテンツとして、どのような内容・形式のものを開発すべきか。
- 啓発を実践するため世代別にどのような場を構築し、メディアをどう活用すべきか。

3. 委員等

- 委員等
 - (1) 委員等は、別紙の者で組織する。
 - (2) 有識者会議に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
 - (3) 座長は、有識者会議を総括する。

(4) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

4. 運営

- (1) 有識者会議の庶務は、消費者庁新未来創造戦略本部において処理する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に有識者会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- (3) 有識者会議は原則公開とし、オンラインでの傍聴可とする。
- (4) 有識者会議の資料は、原則として会議終了後速やかに消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めるとき、その他正当な理由があると認めるときには、資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- (5) 有識者会議の終了後、発言要旨を記載した議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 当有識者会議の下に分科会を置く。分科会では、成年向けの教材開発及び啓発方法について検討する。
- (7) 分科会委員は有識者会議座長が指名する。
- (8) この要領のほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」委員等名簿

(委員)

あべ	ちあき	阿部 千明	徳島県消費者情報センター 消費生活相談員
いなぐら	のりこ	稻倉 典子	四国大学経営情報学部経営情報学科 准教授
さいとう	よしかず	齋藤 良和	株式会社メルカリ 政策企画
さかくら	ただお	坂倉 忠夫	公益社団法人消費者関連専門家会議 専務理事
さかもと	ゆか	坂本 有芳 (座長)	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 准教授
つぼた	いくこ	坪田 郁子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 専務理事
にしむら	ようこ	西村 陽子	徳島県立阿南光高等学校 教諭
ばんどう	てつや	阪東 哲也	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 准教授
ふじかわ	よしひこ	藤川 由彦	一般財団法人LINEみらい財団 事務局長
やまもと	なおこ	山本 尚子	徳島県立城東高等学校 教諭

(敬称略、五十音順。肩書は令和3年5月31日現在)

(オブザーバー)

徳島県 教育委員会 学校教育課
徳島県立総合教育センター GIGAスクール推進課
徳島県 消費者政策課
文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者庁 消費者教育推進課

(順不同)

(事務局)

消費者庁新未来創造戦略本部 (消費者政策課)